4　処分の原因となった事実　平成29年12月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年12月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　オーケージービルド株式会社　岡田　輝夫　大阪府大阪市西区阿波座１－６－13　国土交通大臣許可（般－28）第26484号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年12月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年12月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社甲田建設　甲田　将司　大阪府東大阪市森河内西２－25－１　国土交通大臣許可（般特－26）第25463号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年12月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成30年１月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社国成　破産管財人　堀木　由紀　奈良県橿原市上品寺町246－25　国土交通大臣許可（般－26）第23279号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年１月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２９年（へ）第９７号

神奈川県相模原市中央区淵野辺１丁目21番21号
申立人　有限会社八沢畳店
代表者代表取締役　岩間　　哲
権利を争う旨の申述の終期　平成30年１月31日
平成30年２月１日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＳＹ221419
金額　110,000円
支払期日　平成24年10月28日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三井住友銀行日本橋支店
振出日　平成24年６月30日
振出地　東京都港区
振出人　タマホーム株式会社　代表取締役　玉木　康裕
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＭＺ240417
金額　115,000円
支払期日　平成25年10月28日
振出日　平成25年６月30日
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２９年（へ）第１４６号

熊本市東区戸島町354番地３
申立人　熊本大分農業機械商業協同組合
代表者代表理事　西山　忠彦
権利を争う旨の申述の終期　平成30年１月31日
平成30年２月１日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＯ12574
金額　852,791円
支払期日　平成29年２月28日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行本店
振出日　平成28年11月30日
振出地　埼玉県久喜市
振出人　三菱農機販売株式会社　代表取締役　小林　宏志
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第１５１号

茨城県土浦市虫掛3675番地
申立人　株式会社ＭＳ
代表者代表取締役　森　　裕文
権利を争う旨の申述の終期　平成30年１月31日
平成30年２月１日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＩ18510
金額　170,324円
支払期日　平成29年５月31日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行銀座支店
振出日　平成29年２月28日
振出地　東京都港区
振出人　芝浦シヤリング株式会社　代表取締役　大川　伸幸
受取人　株式会社ＭＳ
裏書人　株式会社ＭＳ　代表取締役　森　　裕文
被裏書人　株式会社関金属工業
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第１５５号

埼玉県八潮市大曽根290番地
申立人　株式会社右川ゴム製造所
代表者代表取締役　右川　誠治
権利を争う旨の申述の終期　平成30年１月31日
平成30年２月１日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＯＤ173907
金額　56,160円
支払人　株式会社三井住友銀行上野支店
支払地　東京都台東区
振出日　平成29年５月15日
振出地　東京都台東区
振出人　茂ゴム株式会社　代表取締役　佐藤　弘之
最終所持人　申立人